

盛土規制法説明会

令和7年8月
京都府盛土対策チーム

背景・必要性

盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）

○盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



R3.7 静岡県熱海市



死者28名、住宅被害98棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
住宅被害1棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制

→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」

※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

◆ **国土交通大臣及び農林水産大臣**が盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針を策定**し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

1. スキマのない規制

規制区域

○都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定

➢ **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定

➢ **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長

○区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）

○都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

規制対象

○規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする

○宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**

※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

（参考）改正前の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

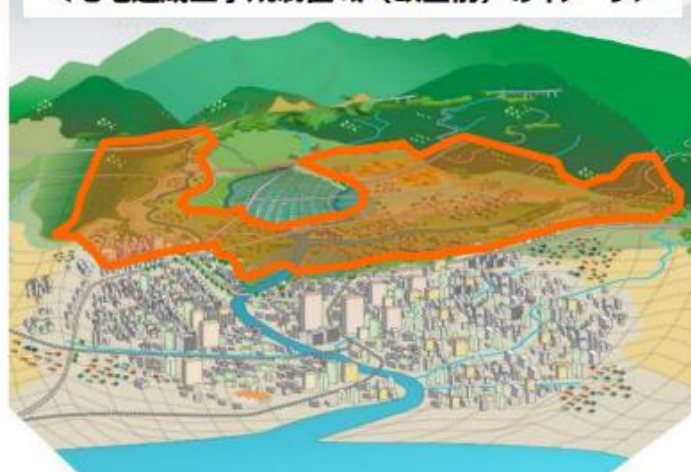
●宅地を造成するための盛土・切土



【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



新制度による規制区域

【規制対象】

※（下線部）：規制を強化する部分

●土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土

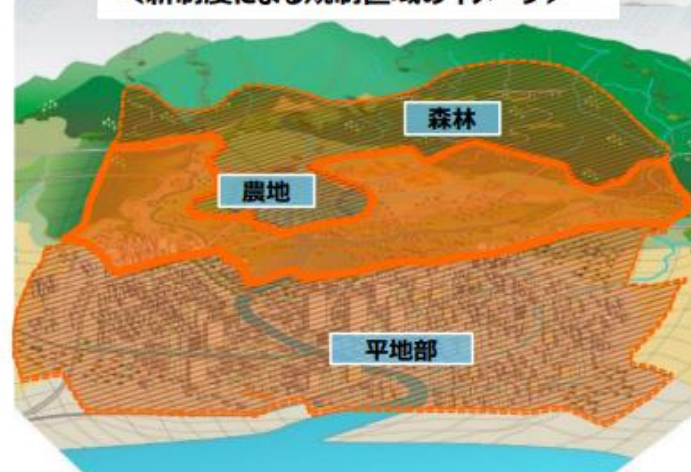
●土捨て行為や一時的な堆積



【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

<新制度による規制区域のイメージ>



2. 盛土等の安全性の確保

許可基準・手続

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査

- 許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

中間検査 完了検査

- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

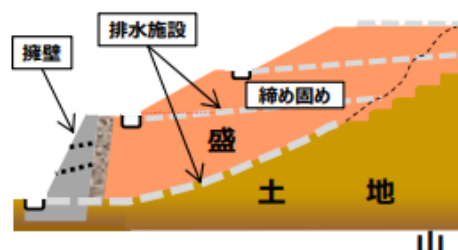
※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

■ 災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

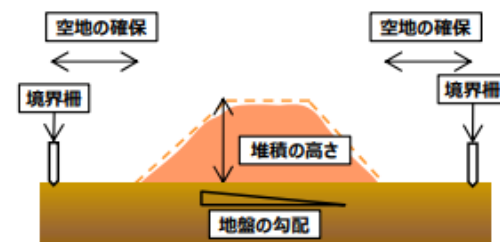
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



■ 施工中・完了時の安全確認

工事の許可

工事着手

○ 中間検査

工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査

例：排水施設の設置



○ 完了検査

安全基準への適合について現地検査

- ✓ 盛土の形状
- ✓ 擁壁の強度 等

工事完了

○ 定期報告

工事完了時までの3ヶ月ごと（各自治体において報告期間を短縮することは可能）に報告
例：盛土・切土又は堆積した土石の土量 等

3. 責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

工事の適正な施工

施工後の適正な管理

工事主

工事施工者

土地所有者等

原因行為者※

(※過去の土地所有者等)

常時安全な状態に
維持する責務

管理責任の明確化

・無許可での盛土
・安全基準違反
・検査の受検義務違反
等の違反があった場合

● **施工停止命令**
● **災害防止措置命令**
(擁壁の設置等)

管理不全等により
安全性に問題が
生じている場合

● **改善命令**
(擁壁の設置等)

機動的な是正命令

都道府県知事等

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。

○無許可、安全基準違反、命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で拘禁3年以下・罰金1,000万円以下）**

○法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科を措置（最大で3億円以下）**

実効性のある罰則

京都府における盛土規制法の運用開始について

- ◆ 京都府（京都市域除く）では、府域全域を規制区域に指定し、令和7年5月1日から、本格運用を開始しました。
- ◆ 規制区域内において一定規模を超える盛土等を行う場合に許可や届出が必要になります。
- ◆ 京都府盛土対策ホームページ

[トップページ > 防災・防犯・安心・安全 > 盛土対策](#)



規制区域について(区域の種類)

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺等に人家等が存在するエリアを指定

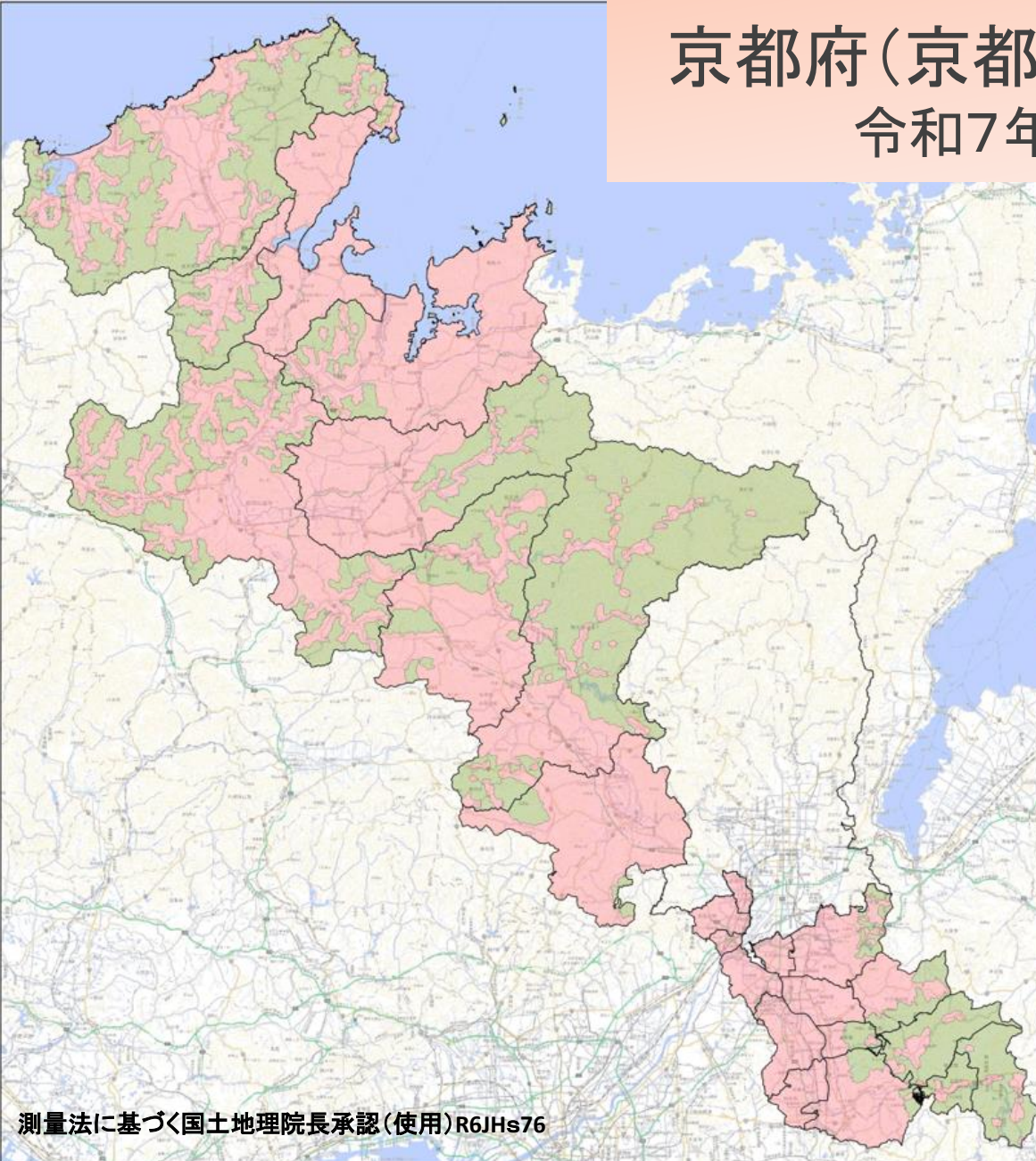
特定盛土等規制区域

市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から人家等に被害を及ぼしうるエリアを指定



京都府(京都市域除く)の規制区域

令和7年5月1日全域指定



-  宅地造成等工事規制区域
-  特定盛土等規制区域
-  市町村等境界

京都府・市町村共同

統合型地図情報システム [GIS]

↑GISで区域の確認ができるよう
現在準備中



測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R6JHs76

0 5 10 15 20 km

規制区域について(指定までの流れ)

法に基づく基礎調査の実施【市町村意見照会】



R6.9 府域全域を規制区域の候補とする案(運用開始がR7.5.1)を公表
【報道発表・市町村通知・府HP掲載】



R7.2 法定の市町村意見照会結果を踏まえた規制区域案決定
【市町村通知・関係団体通知・府HP掲載】



R7.3 区域指定前後の工事の取り扱い・制度説明チラシ配布
【関係団体に説明・府HP掲載】



R7.4.30 規制区域の指定・運用開始を公表
【4/28報道発表・市町村通知・関係団体通知・府HP掲載】

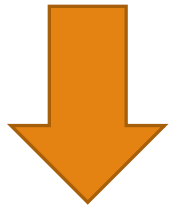


R7.5.1 区域指定・本格運用開始

規制区域について(規制の効果)

区域指定前

- 限られた規制区域内の「宅地」のみを制限してきた
- 規制区域外又は宅地以外では制限がなく、危険な盛土等の法に基づく指導が困難



スキマなく、規制区域を指定

区域指定後

- 府内全域で、土地(宅地・森林・農地)に、一定規模を超える盛土等を行う場合は、許可等が必要になる。
- 危険な盛土等は、既存のものも含め、法律の規制対象となり、所有者等に安全な状態を維持する義務が発生。

規制区域について(規制の効果)

山間部だけではなく平野部でも危険な盛土が問題となっている。



規制区域指定前に、民家裏に危険な盛土がなされた。

規制区域を指定し、盛土規制法により、行為者に改善命令



行政代執行(危険な盛土を撤去)
行為者を刑事告発

事例 福島県 西郷村(写真:福島県提供)

福島県西郷村 盛土

検索

許可対象について

許可対象となる盛土等の規模

赤字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

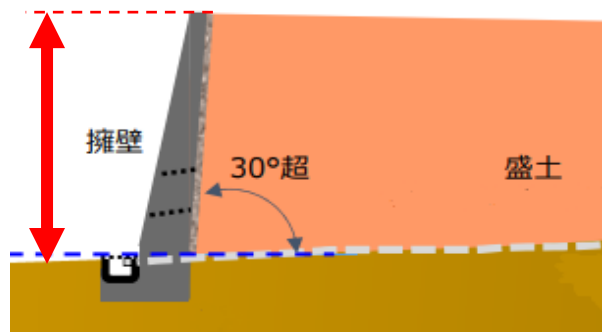
<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

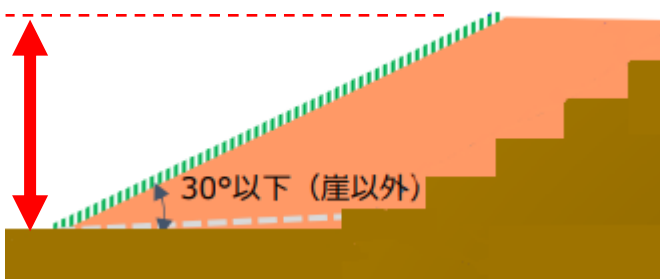
許可対象について(盛土・切土)

崖を生ずるもので許可対象



- ①②③ 盛土・切土で、一定の高さを超える崖(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地)を生ずるもの
- 面積が小さくても、許可の対象となる。
例:戸建て住宅の敷地

崖が生じないもので許可対象



- ④⑤ 崖は生じないが、一定の高さを超える盛土又は、盛土・切土で一定の面積を超えるもの
- 高さが低いものや面積が小さいものは許可不要。

許可対象について(盛土・切土)

例題: 宅地造成等工事規制区域の場合

- 1 建築物の敷地で擁壁(崖に該当)を設置する造成工事を行う。盛土高さ1.2m、造成面積150m²

許可申請
必要

- 2 農地の嵩上げを行う(崖は生じない)。盛土高さ1.5m、造成面積450m²

許可申請
不要

- 3 資材置き場の造成を行う。盛土高さ45cm、造成面積1,000m²

許可申請
必要

盛土規制法の規制対象とならない工事・許可を要しない工事

- 公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の適用除外(法第2条第1号)。

公共施設用地

法律第2条第1号	公共施設用地	● 道路、公園、河川 その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政令第2条	政令で定める公共の用に供する施設	● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等 ● 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等
省令第1条第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省令第1条第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	● 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

(その他規制対象とならない行為)

- 土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、規制対象とならない。
(例えば、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等)

- 規制対象工事であっても、災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可不要(法第12条第1項ただし書・法第27条第1項ただし書・法第30条第1項ただし書)。

- ただし、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害の発生のおそれのある場合には、改善命令等の対象。

許可不要工事

政令第5条	● 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ● 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ● 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ● 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） 等
省令第8条	● 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ● 土壤汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等 ● 放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 高さ 2m 以下かつ面積 500㎡ 超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが 30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事 京都府（京都市域を除く）では30cm ● 土石の堆積を行う土地の面積が 300㎡ を超えないもの ● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

規制対象外・許可対象外について

規制対象とならない「通常の営農行為」

次の各号の全てを満たす行為は、通常の営農行為に該当します。

1. 耕作に適した土で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理廃棄物）が混入しない土を使用すること。
2. 近傍農地、農作物及び道水路等に対する被害防除に十分配慮し、万一被害が発生した場合は、農地所有者等の責任において対応すること。
3. 盛土又は掘削の高さが1メートル未満であること。特に、道路との段差については、原則として隣接する道路面の高さを超えないこと。
4. 農地改良の規模が3,000平方メートル未満であること（当該農地改良を行う農地を含む一団の農地の区域において3,000平方メートル以上の農地改良を行うこととなるものを除く。）。
5. 農地改良の着手から農地を復元するまでの期間がおおむね6箇月以内であること。
6. 農地改良後、速やかに耕作を再開する計画があること。
7. 他法令（条例を含む。ただし、盛土規制法を除く。）の許認可等を要しないこと。

規制対象外・許可対象外について

規制対象となった農地の造成

通常の営農行為に該当せず盛土規制法の規制対象となり許可等が必要になった場合であっても、「作物を栽培する範囲」は締固め等の技術的基準の適用外となります。

「作物を栽培する範囲」

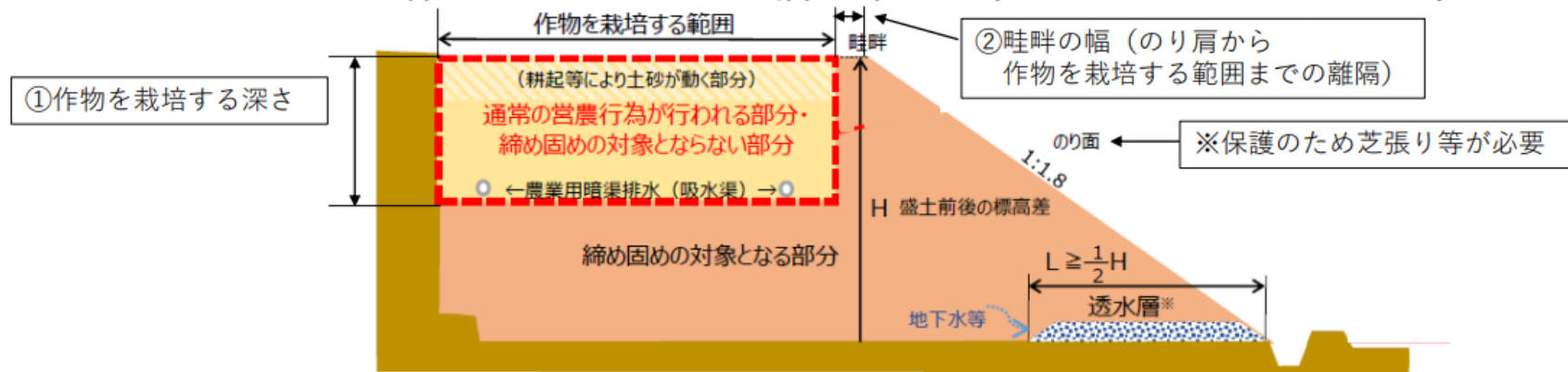
農地における盛土のうち、作物を栽培する範囲において通常の営農行為（耕起、代かき等）が行われる部分については、盛土規制法の規制対象外（注）となるため、締固めや透水層の設置の規制は対象となりませんが、その他の盛土部分については、当該盛土部分が崩れないよう宅地造成及び特定盛土等規制法施行令7条1項1号イ・ロにより締固めと透水層の設置が必要になります。

（注）技術的基準の適用外となりますが、盛土をする土地の面積（規制対象面積）には含まれますので、盛土規制法の許可申請に際しては、作物を栽培する範囲が明確にわかる断面図等を添えて申請してください。

規制対象外・許可対象外について

規制対象となった農地の造成

■ 締め固めの対象部分と透水層の設置の例（農地を盛土により高上げるケース）



上図のように農地を盛土により高上げるケースにおける「作物を栽培する範囲」については、

①作物を栽培する深さ

→水田の場合は50cm程度、
畑の場合は60cm程度
茶園の場合は70cm程度、
果樹園の場合は100cm程度とすること

②畦畔の幅（のり肩から作物を栽培する範囲までの離隔）

→盛土前後の標高差が
0.5m未満の場合は30cm以上、
0.5m以上1.5m未満の場合は50cm以上、
1.5m以上の場合は60cm以上とすること

※作物を栽培する範囲において通常の営農行為が行われる部分については、
技術的基準の適用外となるが、盛土をする土地の面積（規制対象面積）には含まれる。

規制対象外・許可対象外について

工事に付随して行われる土石の堆積

工事の施行に付随して行われる土石の堆積※¹であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場※²又はその付近※³に堆積するものは許可不要となります。

- ※¹ 当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、**本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの**を指します。
- ※² 工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、**請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）**については、**工事の現場**として取り扱います。
- ※³ 本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、**容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地**が該当します。

許可申請について(手続きフロー)

赤字は、旧宅地造成等規制法から追加

許可申請前

土地所有者等の同意

- 盛土等を行う土地の所有者等全員の同意(許可要件)

周辺住民への事前周知

- 周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事の内容を周知

許可申請

許可基準への適合

(許可基準)

- ・災害防止のための安全基準に適合すること
- ・必要な資力・信用を有すること
- ・工事施行者が必要な能力を有すること
- ・土地の所有者等全員の同意を得ていること

知事等の許可

知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

工事着手

現場での標識掲出

- 工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

定期報告

- 工事の施工状況について、3月ごとに報告(例:土石の堆積量)
※ 一定規模以上の盛土・切土、一時堆積に適用

中間検査

- 工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査(例:排水施設の設置)
※ 一定規模以上の盛土・切土に適用

工事完了

完了検査

- 安全基準への適合について現地検査(例:盛土の形状、擁壁の強度等)

許可申請について(住民周知)

住民周知方法

- 1 説明会の開催
- 2 書面の配布
- 3 掲示及びインターネットを利用した閲覧

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲(例)
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	○盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲 (※参考図AのLの範囲) ○盛土等を行う土地の隣接地 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離数10m程度の範囲 ○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲
腹付け盛土	○盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲 (※参考図BのIの範囲) ○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50m～数百m程度の範囲 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲
①規則第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土(①及び②を除く) ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪流が存在するもの(①及び②を除く)	○下流の溪床勾配が2度以上の範囲 (※参考図C) ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲

許可申請について(住民周知)

参考図A	法尻からの水平距離 $L \leq 2h$ L 盛土高 h 地盤勾配1/10未満
参考図B	のり肩から下方の水平距離 I $I \leq 5h$ のり肩までの高さ h
参考図C	渓床勾配2度以上の範囲

京都府の窓口について

事項 \ 区域	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域
	各土木事務所 建築住宅課	各広域振興局 森づくり振興課
相談 通報	各保健所 環境衛生課又は環境課	

農地のご相談は、まず、各市町村の農業委員会に、
通常の営農行為に該当するか確認をお願いします。

不審な盛土等を発見した場合は、各窓口にお知らせください。

【参考】土地の形質の変更に係る技術的基準（政令） 全般の概念図

土地の形質の変更 （宅地造成、特定盛土等）

- ・盛土箇所の原地盤が不安定な場合や、谷埋め盛土等の崩落リスクが高い盛土の場合は安定計算により安全を確認することを求める
- ・特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における15メートル超の盛土の場合は、安定計算を行うことを政令で義務付け※マニュアル等で暗渠等の構造について具体的に記載

排水施設の管渠の断面積は、以下で算定
10分間降雨量20mm（降雨強度120mm/h）
流出係数0.8以上
【京都府】

崖面以外の地表面には
植栽、芝張り等の措置*

擁壁等の設置を要さない崖面には
石張り等の措置

擁壁

切土

30°超

道路の路面の部分その他の植栽、
芝張り等の措置の必要がないことが
明らかな地表面

30°以下（崖以外）

盛土内排水層（水平排水層）

地山の勾配が急な
場合は地山の段切り

滑りやすい地盤の補強（杭等）

地下水排除工（暗渠排水）

高さ1メートル超の盛土による崖※を生じる場合等は
擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置

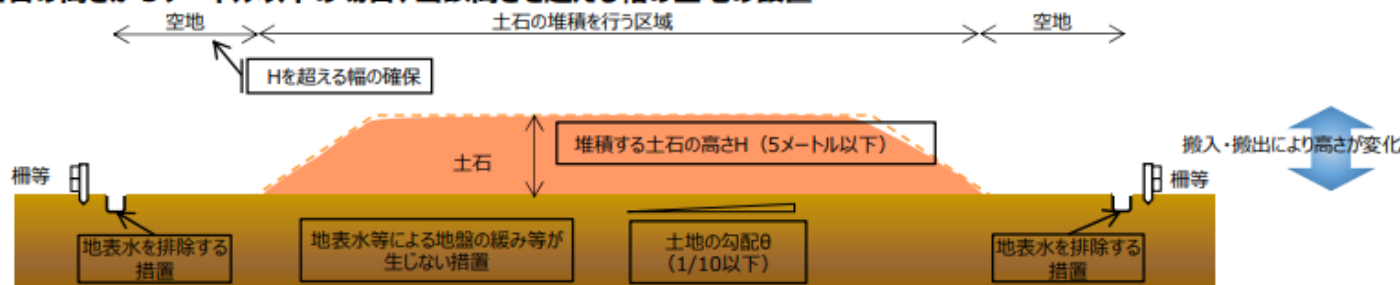
青字：技術的基準の改正箇所

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

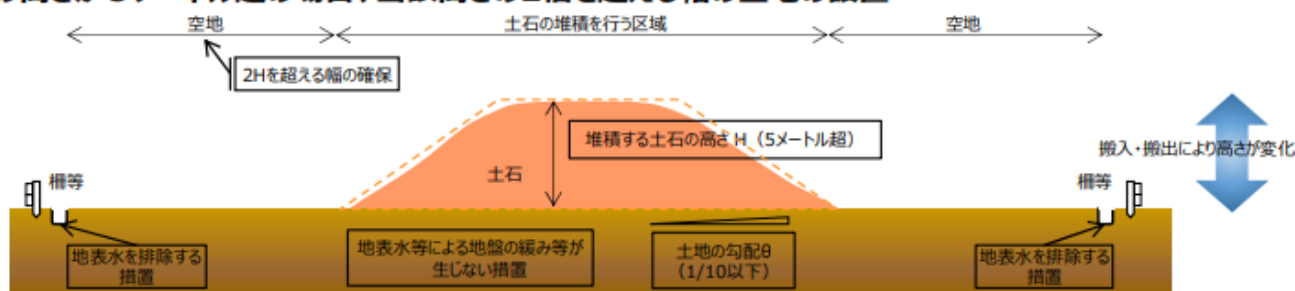
★ 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定。

【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

（イ）堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



（ロ）堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるのであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

- ◆ 土石の堆積とは、宅地又は農地等において行う土石の堆積で、一定期間の経過後に当該土石を除却するもの（ストックヤード）
- ◆ 最大時の堆積高さ・面積が、一定規模を超えるものが許可対象
- ◆ 京都府では、土石の堆積の期間は5年を超えない期間としており、5年を超える場合は、変更許可申請が必要です。

建設発生土の搬出先の適正確認について



建設発生土が適切に利用・処分されるよう、資源有効利用促進法の省令改正により、建設発生土の搬出先の事前確認や搬出後の受領書の確認など建設発生土の搬出先計画制度の強化が行われています。

令和6年6月からは、建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないよう最終搬出先まで確認することが元請業者に義務付けられています。

一方、登録ストックヤードに搬出した場合は、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、元請業者は最終搬出先までの確認は不要となります。

国HP

[建設発生土の搬出先計画制度](#) →



参考資料

◆ 京都府盛土対策ホームページ

[規制区域・盛土規制法に基づく申請等マニュアル
許可等の公表](#)



◆ 国土交通省・農林水産省・林野庁ホームページ

[法の概要・パンフレット等](#)



本日の資料は、各ホームページで公表されている内容を基に作成しています。
詳しくは、各ホームページをご確認ください。